

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

平成26年1月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 コンパスタウン上越インター

所在地 上越市大字上源入字轡田129番地24外

設置者 株式会社ナルス

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による変更（大規模小売店舗内の店舗面積の合計の変更及びその他の変更）に関する届出

公告日 平成25年9月3日

3 意見の概要

(1) 上越市からの意見の概要

大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関する事項及び騒音の発生その他による大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮する事項

・敷地の境界線において規制基準値を超過している騒音源について、騒音対策を検討願いたい。

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業振興課

5 縦覧期間

平成26年1月14日から平成26年2月14日まで